(二)　国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する固定資産を追加することとした。（第二四八条関係）

(三)　新幹線鉄道の新たな営業路線の開業のために新設された線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象路線に北海道新幹線を加えることとした。（第三四九条の三関係）

(三)　特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該施設の所有者から、一定の書類を添付して、市町村に申告がされた場合に限り、適用することとした上、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(四)　都市再生特別措置法に規定する認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に五分の三を参酌して二分の一以上一〇分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（特定都市再生緊急整備地域にあっては、二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(五)　津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その管理協定の締結期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(六)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の五年度間は三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額することとした上、その対象資産の新築期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(七)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一四条関係）

(2)　倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　公害防止用設備（下水道除害施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三一年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　電気自動車に水素を充塡するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二九年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(12)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(13)　鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(14)　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二八年度分まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(15)　港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(16)　鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(17)　都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その管理協定の締結期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(18)　特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(19)　市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）